

令和2年5月8日開催

箕輪町農業委員会第27回総会

会 議 録

1. 開催日時 令和2年5月8日(金) 午後3時から午後3時39分

2. 開催場所 産業支援センター2階研修室

3. 出席委員(21人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博
欠席	4番	代田	三男

4 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋	英人
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について  
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について  
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について  
日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

局 長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

ご苦労様です。新型コロナが中々終息の見えない中ではありますが、農家の皆さんは、農作業も少人数で行う為濃密にはならないと思いますし、農繁期を迎えております。それぞれ、田植え、畑作業も始まっている。会議等中止になっております。本日も急遽開催場所をこちらの施設に変更し総会を開催しておりますが、濃密にならないよう配慮してできるだけ短時間に終了できるようご協力をお願いします。

局 長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第27回総会を開会いたします。代田委員より欠席の連絡あり、ただ今の出席委員は21人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

4月の経過報告について申し上げます。

4月第26回総会を4月6日（月）に行い、農地法第3条4件については、総会后7日付けで許可書を交付しました。農地法5条の転用審議案件5件については、総会后7日付けで許可書を交付しました。本日午前中に6月転用案件現地確認を行いま

した。また、本日総会に先立ち役員会を開催しました。以上で4月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

1番向山勝一委員・2番向山壽美治委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、[ ]です。

土地の表示は、[ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup> 計 [ ] 筆 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲受人は [ ] さん。農業経営拡充の為取得。譲渡人の [ ] さんは、会社員であり、今後も農業を行なう予定が無い為、農業経営の縮小を考えていた。取得後の耕作面積は、100a で地域の下限面積5a を満たしております。

位置図は、1ページになります。

2つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

売買価格は、[ ]です。

土地の所在は、[ ] 地目は「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目は「畑」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目は「畑」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目は「畑」面積 [ ] m<sup>2</sup> 計 [ ] 筆 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、遠方に住んでおり、今後も農地の適正に管理することができない為、手放すこととした。譲受人の [ ] は、手放す話があり、農業経営拡充の為取得することとした。農地取得後の耕作面積は50.2a で地域の下限面積30a を満たしております。

位置図は、5ページになります。

3つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の表示は、[ ] 地目「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目「田」面積 [ ] m<sup>2</sup>

[ ] 地目「田」面積 [ ] m<sup>2</sup> 計 [ ] 筆 [ ] m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、会社員で、今後も農業を行なう予定が無いため手放したいと考えていた。

譲受人は、現在は埼玉に住んでいるが、いつれ地元長岡に来て農業を行ないたいと考えている。今回手放す話を聞き、取得後しばらくは、父親に管理をお願いして休みには来て行ないたいと考えているとのこと。

売買価格は、[REDACTED]です。

位置図は10ページとなります。

4つ目の案件です。無償贈与による所有権移転の申請です。

土地の表示は[REDACTED] 地目「畑」面積[REDACTED]㎡です。

譲受人は、譲渡人の父親より亡くなった場合の管理について相談を受けていた。今回遠方に住んでいる譲渡人が相続したことに伴い、当時お願いされていたこともあり、取得することとした。

位置図は、12ページです。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。1番の案件を北條眞一委員。

北條委員

4/3 調査士[REDACTED]さんより説明。道路に面しておらず、宅地にできない土地、縮小の話があり購入を決めた。

議 長

2番目の案件について、大槻博文委員

大槻委員

4/14に[REDACTED]さんが来て説明。1回目は、書類不備の為、改めてきていただき説明を受けた。[REDACTED]さんが持っている農地については、隣接者が耕作を行なうしかない状況の農地であり、本案件についても問題ないと思われる。

議 長

3番目の案件について、金澤博委員

金澤委員

4/13 義理の父の[REDACTED]氏が来て説明を受けた。申請地は、[REDACTED]さんの自宅の南側の圃場となり、息子さんが、退職後の農業を行なうとのこと今回取得するため問題ないと思われる。

議 長

4番目の案件について、藤澤昭二委員

藤澤委員

4/14 [REDACTED]さんが来て説明。生前より頼まれていた圃場であり、相続がすんだ為取得するもので、内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。  
議案第1号の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案については認めることに決定しました。  
日程第3議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号 農地法第4条の許可申請について 説明をいたします。

1つ目の案件です。住宅用地(計画変更)に伴う申請になります。

土地の所在は、XXXXXXXXXX 地目「畑」面積 XXXX m<sup>2</sup>。

申請人は、XXXXXXXXXX さんです。

今回の土地は、父親が、昭和49年3月30日に住宅、車庫用地として取得していたが、当時家族の反対で実施できずに来た。父親が亡くなり、箕輪町内に有る畑等管理するのに、近くで暮らしたほうが良いと考え計画。

農地区分は、相当数の街区を形成している区域で、第2種農地に該当。位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の1ページになります。

2つ目の案件です。住宅用地に伴う申請になります。

土地の所在は、XXXXXXXXXX 地目「田」面積 XXXX m<sup>2</sup>。

申請人は、XXXXXXXXXX さんです。

申請人は、現在急傾斜地崩壊危険区域内に居住しており、台風19号の際自宅裏が土砂災害があり、将来性を考え別の安全な場所で生活をしたいと考え、自身の農地の中で最も適した申請地にて計画。

農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地、第2種農地にあたり、位置的代替性がないと判断します。

位置図は農地転用申請位置図の7ページになります。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1番・2番の案件について、藤田久一委員。

藤田委員 　　1番目の案件については、3/28 ■■■さん本人が来て説明。現地も確認しましたが、  
問題無いと思います。  
2番目の案件につきましては、4/12 ■■■の担当者が来て説明。内容に  
ついては、事務局の説明のとおりであります。

議 長 　　ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、  
質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議 長 　　質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 　　異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決  
定しました。  
日程第4議案第3号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。  
1つ目の案件です。使用貸借権設定による住宅用地の申請です。  
土地の所在は、■■■ 地目は「田」 面積■■■㎡です。  
申請人は現在三日町の借家で妻、子ども(1歳6ヶ月)の3人で暮らしている。  
子どもに障害があり、現在の住宅では子どもの生活、養育に不便があるため、実家  
に隣接する申請地に住宅を建て、親の助けも借りながら生活していきたいと計画。  
親との同居も視野に入れて検討したが、実家は昭和60年築でバリアフリー設備等が  
不足しており、子どもの生活が容易でないと断念したとの話です  
農地区分は、市街化近接区域内で概ね10ha未満の農地、第2種農地に該当。集落  
に接続して計画されており、位置的代替性もないため、転用もやむを得ないと事務  
局も判断しております。  
位置図は、13ページになります。

2つ目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地(計画変更)に伴う申請  
です。

土地の所在は、■■■ 地目「畑」面積■■■㎡  
売買金額は、■■■円です。

譲渡人は、申請地で石材店を営む目的で、昭和52年に申請地を取得。当時下諏訪で行なっていたがあまり仕事が無かった為心気一点箕輪町でスタートしようと考えていたが、取得後まもなく需要が高まり、また、当地の計画者（今回の譲渡人の配偶者）の持病が悪化した為断念していた。その後計画者が亡くなり今に至っているとのこと。今回の事業計画者は、家庭菜園を営みながら生活できる場所を探していたところ、今回の計画地が丁度良いと考え計画。

農地区分は市街化近接区域内の農地で、概ね10ha未満の農地。第2種農地に該当。位置的代替性がないため転用もやむを得ないと事務局としては判断しております。位置図は、18ページになります。

3つ目の案件です。使用貸借権設定に伴う住宅用地としての申請です。

土地の所在は、                     地目「畑」面積        m<sup>2</sup>

転用事業者は、現在妻、子どもと駒ヶ根市のアパートで暮らしている。転勤が多いことから、長年アパート暮らしをしてきたが、子どもの成長にあわせ定住を計画。実家近くに土地を探していたが、父親所有の申請地は、実家と隣接しており、宅地にも適しており、土地について父親も同意してもらえた為計画するもの。

農地区分は、市街化近郊地域で概ね10ha未満の農地、2種農地に該当。

位置的代替性も無いため、転用もやむなしと判断します。

位置図は、23ページになります。

4つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、                     地目「田」面積        m<sup>2</sup>です。

太陽光発電施設による申請となります。

申請者は、過去にも町内で太陽光の実績があり、今回、所有者が病氣療養のため農地ができない点と、今まで貸していた方も農業ができないということで、売ることにした。

農地区分は、市街化近接区域内の農地で、10ha未満の農地、第2種農地に該当。

位置的代替性もないため転用はやむを得ないと判断している。

売買価格は、                    

位置図は、29ページになります。

5つ目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

土地の所在は、                     地目「田」面積        m<sup>2</sup>です。

申請地は、平成10年5月18日に物置・駐車場用地として取得したいが、未着手の状態であり、今回申請人が、隣接地の住宅を取得。申請地は、住宅の土地からしか入ることができない土地であり、今回、住宅敷地の拡張として庭、家庭菜園を行う予定で取得することとした。



農地区分は、JR 沢駅から 300m未満の農地で、第 3 種農地に該当。  
位置的代替性も無いため転用もやむを得ないと判断しております。

売買価格は、  
位置図は、34 ページになります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきましての説明は以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
1 番案件について原美鈴委員。

原委員 　　4/13 に さんが来て説明。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長 　　2 番目の案件について、藤田久一委員。

藤田委員 　　4/10 下諏訪の さんより説明。場所は、 の の空き地。周りは住宅地であり、問題ないと思われる。

議 長 　　3 番の案件について、関幹子委員。

関委員 　　4/13 父親より説明を受けた。申請地は実家のとなりの土地であり問題ないと思われる。

議 長 　　4 番目の案件について、向山勝一委員。

向山委員 　　 さんより説明を受けた。以前隣の土地の太陽光を許可した際、生産性の低い土地として許可した経緯がある。また、隣接者からの同意もえているため問題ないと思われる。

議 長 　　5 番の案件について、大槻博文委員。

大槻委員 　　4/18 さんが来て説明を受けました。田として機能しない土地であり、問題ないと思われる。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第2号議案については原案のとおり認めることに決定しました。  
日程第5議案第4号について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社(中間管理機構)が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

1ページは、総括表となります。

田 5,056 m<sup>2</sup> 畑 9,334 m<sup>2</sup> 計 14,390 m<sup>2</sup> であります。

2ページから3ページは、貸し手の状況となります。

利用権の設定期間は、令和2年5月12日から令和12年12月31日までの10年間となります。

4ページから5ページは、借り手の状況となります。

それぞれ確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。ご審議お願いします。

議 長 ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。  
(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6議案第5号について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてそれぞれ説明いたします。

① ついて

1 ページは、総括表となります。

田 26,124 m<sup>2</sup>、畑 20,160 m<sup>2</sup> 計 46,284 m<sup>2</sup>

2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれ確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。ご審議お願いいたします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたもの 令和2年4月に受け付けた内訳になります。10件 解約の届出がありました。

次期耕作者が決まっている方が、9件となっております。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいいたします。

議長

報告第1号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第1号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3 第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号につきまして、ご説明いたします。

相続により農地を取得しました届出の令和2年4月の受付分になります。全部で7件ございました。町内お住まいの方が主となりますが、県外の方が1件、南箕輪の

方が 1 件で、複数筆ある状況でありますので、地元の農業委員さんも注意してみただけだったと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第 2 号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

報告第 2 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言が無いようですので、報告第 2 号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思ひます。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思ひます。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

1 番

---

2 番

---